

静広美組合員各位

H25.10.18

中央会主催のセミナーのご案内です。静広美事務局でも参加申込を
受けつけます。

主催：静岡県中小企業団体中央会

<消費税転嫁対策窓口相談事業 講習会開催事業>

緊急！ 今、知っておかなければ困る！

消費税増税対策セミナーのご案内

- 来年4月、消費税は8%となります！
- 消費税増税への対応はもう始まっています！
- 組合には、消費税転嫁カルテル・表示カルテルが認められます！

静岡県中小企業団体中央会では、中小企業組合及び組合員企業を対象に消費税増税への対応の円滑化を図るためセミナー・個別相談会・専門家派遣等の事業を行っております。

先般、安倍総理が平成26年4月に消費税を8%に引き上げることを決定しました。さらに平成27年10月には10%と2段階の引き上げが予定されています。

また、消費税を円滑に転嫁するための対策や商品の価格表示、組合による転嫁カルテル・表示カルテルなどについて規定した「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下、消費税転嫁対策特別措置法）が平成25年10月1日に施行されました。

この法律は、中小企業・小規模事業者の円滑かつ適正な価格転嫁をサポートする法律です。

今回の講習会は、税理士の杉本基氏及び公益財団法人公正取引協会の杉浦事務局長を講師にお招きし、消費税法の改正及び消費税転嫁対策特別措置法の概要についてご説明いただきます。

つきましては、ご多忙とは存じますが、多数の皆様方のご参加を賜りたく、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

※詳細は、裏面をご覧ください。

【開催概要】

1. 日時 平成25年11月26日(火) 15:00~17:00
2. 会場 静岡グランドホテル中島屋
静岡県静岡市葵区紺屋町3-10 TEL:054(253)1151
3. 内容 「今、知っておかなければ困る!消費増税対策セミナー」
①テーマ:「消費税法改正のポイント」
講師:税理士 杉本基氏
②テーマ:「消費増税対策特別措置法のポイント」
講師:公益財団法人 公正取引協会 事務局長 杉浦総一郎氏
4. 参加費 無 料

【申込方法】

別添の申込用紙に必要事項を記載のうえ、下記申込先にファックスにてお申し込み
ください。 静岡美事向までご連絡下さい。 Tel 054-283-3000
Fax 283-3001

- ◆申込締め切り:11月14日(木)
※定員100名(人数に制限がございますのでお早めにお申し込みください。)
Mail:kanban@seagreen.ocn.ne.jp

◆申込・問合せ先

静岡県中小企業団体中央会 連携組織課 真野匡雄

TEL 054-254-1511 Fax 054-255-0673

※参加者の皆様には、基本テキストとして全国中小企業団体中央会発行の「中小企業組合等のための消費増税対策の手引き」を配布させていただきます。

【会場案内図】



